

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する要綱
 (平成18年京都府告示第263号) 新旧対照表(案)

現 行	改 正 (案)	備 考
<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、次に掲げる法令又は例規に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者（以下「事業者等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。） (2)～(7) 略</p> <p>(指定の申請等) 第2条 法第36条第1項、第38条第1項及び第51条の19の規定による指定の申請 <u>並びに法第41条第1項及び第51条の21の規定による指定の更新の申請は、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所指定（更新）申請書（別記第1号様式）によるものとする。</u></p> <p>2 法第36条第1項、第38条第1項若しくは第51条の19の規定による指定を受けた者又は法第41条第1項若しくは第51条の21の規定による指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業所（以下「事業所等」という。）の見やすい場所に標示するものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、次に掲げる法令又は例規に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者（以下「事業者等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。） (2)～(7) 略</p> <p>(指定の申請等) 第2条 法第36条第1項、第38条第1項及び第51条の19の規定による指定の申請、<u>法第37条第1項及び第39条第1項の規定による指定の変更の申請並びに法第41条第1項及び第51条の21の規定による指定の更新の申請は、指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業所指定（変更・更新）申請書（別記第1号様式）によるものとする。</u></p> <p>2 法第36条第1項、第38条第1項若しくは第51条の19の規定による指定を受けた者又は第41条第1項若しくは第51条の21の規定による指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業所（以下「事業所等」という。）の見やすい場所に標示するものとする。</p>	<p>変更に係る申請の手続きの追加（本要綱の制定の当初からの記載もれを修正）。様式名称も変更</p> <p>特定障害福祉サービスの量の増加（法第37条第1項）及び施設障害福祉サービスの種類の種類変更又は入所定員の増加（法第39条第1項）の場合については、標示に係る記載事項に変更を伴わないため、改正を行わない。</p>
<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）〔閣法〕 (指定障害福祉サービス事業者の指定の変更) 第三十七条 指定障害福祉サービス事業者は、第二十九条第一項の指定に係る<u>特定障害福祉サービスの量を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。</u> 2 前条第三項から第五項までの規定は、前項の指定の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (指定障害者支援施設の指定の変更) 第三十九条 指定障害者支援施設の設置者は、第二十九条第一項の指定に係る<u>施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき、又は当該指定に係る入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。</u> 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の指定の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		

<p>(変更の届出等)</p> <p>第3条 法第46条第1項から第3項まで及び第51条の25第1項及び第2項の規定による届出のうち、変更に係るものにあつては変更届出書(別記第2号様式)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書(別記第3号様式)によるものとする。</p> <p>2 法第47条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(別記第4号様式)によるものとする。</p>	<p>(変更の届出等)</p> <p>第3条 法第46条 並びに第51条の25第1項及び第2項の規定による届出のうち、変更に係るものにあつては変更届出書(別記第2号様式)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書(別記第3号様式)によるものとする。</p> <p>2 法第47条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(別記第4号様式)によるものとする。</p>	<p>法第46条は第1項から第3項までの条項であるため、項を引用する規定を削除</p> <p>○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令(平成30年政令第251号)</p> <p>附 則 この政令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、<u>第一条第二項及び第三項、第二条第三項、第三条第三項、第四条第三項並びに第五条第三項の規定は、公布の日から施行する。</u></p>
<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (変更の届出等)</p> <p>第四十六条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第五十一条の二十五 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3・4 略</p>		
<p>第4条及び第5条 略</p> <p>(実施細目)</p> <p>第6条 この要綱に規定するもののほか、事業者等の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p>第4条及び第5条 略</p> <p>(実施細目)</p> <p>第6条 この要綱に規定するもののほか、事業者等の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	

現 行	改 正 (案)	備 考
付表 1 ～付表 1 4 第 2 号様式 (第 3 条関係) 略 第 3 号様式 (第 3 条関係) 略 第 4 号様式 (第 3 条関係) 略	(削除) 第 2 号様式 (第 3 条関係) 略 第 3 号様式 (第 3 条関係) 略 第 4 号様式 (第 3 条関係) 略	児童福祉法施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令 (平成 30 年厚生労働省令第 92 号) により、申請等に当たっての提出書類が削減された。 今後も同様の改正の可能性があることから、事務の簡略化及び様式の変更に随時対応するため、要綱に付表を記載せず、本要綱第 6 条を根拠に通知等により、知事が別に申請等に係る書類を定めることとする。